飲用に供する茶	10Bq／kg
乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第1項に規定する乳及び同条第12項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下この表において「乳等」という。）であつて、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）	50Bq／kg
上記以外の食品（乳等を除く。）	100Bq／kg

備考　第2欄に定める濃度の測定については、飲用に供する茶にあつては飲用に供する状態で、食用植物油脂品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1672号）第2条に規定する食用サフラワー油、食用こめ油及び食用なたね油にあつては油脂の状態で、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）別表2に規定する乾燥きのこ類及び乾燥野菜類並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等にあつては飲食に供する状態で行わなければならない。

第2添加物の部E使用基準の項中「（昭和26年厚生省令第52号）」を削る。

○厚生労働省告示第百三十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十五日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表補助金等の名称の欄中	「血液確保事業等補助金」	を	「血液確保事業等補助金」に、「地域保健活動推進費補助金」を「地域保健活動推進費補助金」に、「水道施設災害復旧事業費補助金」を「水道施設災害復旧費補助金」に、「産業雇用安定センター補助金」を「産業雇用安定センター補助金」に、「技能向上対策費補助金」を「技能向上対策費補助金」に、「次世代育成支援対策施設整備交付金」を「次世代育成支援対策施設整備交付金」に、「技能向上対策費補助金」を「技能向上対策費補助金」に改める。
	「先端医療開発特区設備整備費補助金」		
	「地域保健活動推進費補助金」		
	「水道施設災害復旧費補助金」		
	「産業雇用安定センター補助金」		
	「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費補助金」		
	「技能向上対策費補助金」		
	「次世代育成支援対策施設整備交付金」		

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示は、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十二年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十五日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市河合町角川字水志り二〇七五の一、二〇七九、二〇八〇、二〇八三、字小又二一一〇から二一一二まで、二一一五、二一三三、二一三九、二一五三、二一五六の一、二一五八、二一五九、二一六一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十五日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市串原字太田代三四五三の四、三四五三の五、三四六三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十五日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字小屋ケ尾一一八四八の一、一一八四八の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十五日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市串原字鹿之瀬九二〇の五六、九二〇の六〇、九二〇の六五から九二〇の六九まで、九二〇の七一、九二〇の一三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）